

(答申第57号)

答 申

第 1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定は、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

平成14年10月2日付けで、異議申立人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「土地区画整理組合の第4回、第5回総会の議事録」の公開を請求した。

2 実施機関の決定

(1) 実施機関は、「土地区画整理組合第4回総会議事録」及び「土地区画整理組合第5回総会議事録」を対象公文書（以下「本件公文書」という。）と特定し、平成14年10月21日付け都整備第17号の4で、以下の理由を付して公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

(2) 公文書を公開しない部分及び理由

（公文書の公開をしない部分）

ア 病気療養中の理事の氏名、来賓として出席した議員の職氏名、取引先企業の職員の氏名、監事の氏名、組合員の氏名、顧問の職氏名、議案に反対した者の氏名、議長の名、議事録署名者及びその被相続人の氏名及び印影

（理由）

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得る情報であるため。

（条例第6条第1号に該当）

イ 取引先等事業者の名称

（理由）

法人の事業に関する情報であって、公開すると、当該法人の社会的評価、信用が損なわれ、当該法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため。

（条例第6条第3号に該当）

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して平成14年10月30日付けで異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分により非公開となっている情報のうち、土地区画整理組合（以下「特定組合」という。）で既に公になっている部分があり、なぜそれを非公開とするのが理解できない。
- (2) 個人情報に該当するとの理由で、個人名等が非公開とされているが、公開されるとどのような支障が生じるのかがわからない。
- (3) 非公開事由のうち、理事の氏名は、病気療養中の記載のためという理由であるが、理事の氏名は、公表情報であり公開されないのはおかしい。
- (4) 議長は、特定組合の総会議事を主宰する責任者であり、議事録署名者は、議事録の内容を確認するために署名するものであって、いずれも総会において重要な役割を持つ者であり、これらの氏名を非公開とすることはできないと考える。

第4 実施機関の主張

実施機関が、公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 条例第6条第1号該当性について

本件公文書に記載された、病気療養中の理事の氏名、来賓として出席した議員の職氏名、取引先企業の職員の氏名、監事の氏名、組合員の氏名、顧問の職氏名、議案に反対した者の氏名、議長の氏名、議事録署名者及びその被相続人の氏名及び印影は、直接個人を識別できる情報である。

そして、本号ただし書に係る判断は、以下のとおりである。

(1) ただし書イ該当性について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第19条第2項の規定により施行地区を公告し、法第20条第1項の規定により事業計画を縦覧することを定めているが、非公開とした組合員等の氏名等は、当該公告した情報等には含まれていない。

理事の氏名等については、法第29条第2項の規定により、その届出があった場合は実施機関は公告することとされていることから、本件処分において公開したが、委任状を提出した理事の氏名は非公開とした。これは、委任状の提出理由として病気療養中という個人の心身の状況に関する情報が記載されており、これを公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、本号ただし書イには該当しないと判断したものである。

また、法第84条第2項に利害関係者による土地区画整理組合の簿書の閲覧手続が定められており、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）第73条には、当該簿書として総会の会議の議事録が定められていることから、利害関係者は本件処分により非公開とした情報を閲覧することができる。しかし、岐阜県情報公開条例解釈運用基準（平成13年3月28日付け経営管理部長通知。以下「解釈運用基準」という。）によれば、本号ただし書イの規定は、閲覧等を利害関係者に限って認めているものは含まない趣旨であることから、これには該当しないと判断した。

さらに、非公開部分の情報については、他の法令等により公開することを定めたものではなく、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものともいえない。

(2) ただし書ロ該当性について

来賓として出席した議員の職氏名については、議員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員であるが、当該議員は、参加者が特定組合の関係者に限られた会合に来賓として出席しているものであって、本来の議員としての議会活動という職務に直接関係する事務事業の執行に関するものとはいえない。よって、本号ただし書ロには該当しないと判断し、非公開としたものである。

また、その他非公開とした個人は、公務員ではなく、本号ただし書ロに該当しない。

(3) ただし書ハ該当性について

非公開とすることにより保護される個人のプライバシー等の利益よりも、公開されることにより保護される組合員の財産上の利益が優越するとは認められないため、非公開部分の情報は、本号ただし書ハに該当しない。

2 条例第6条第3号該当性について

取引先等事業者の名称については、特定組合と当該事業者との取引に関する情報であって、一般に公表されているものとはいえず、これを取引内容と併せて公開すると、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれが強いと認められる情報であり、本号に該当すると判断した。

3 異議申立人の異議申立ての理由について

特定組合の総会への出席等により、異議申立人が利害関係者として非公開部分に関する情報を有しているとしても、これをもって既に公になっているものとは言えず、上記記載のとおり、非公開とした情報は、公表されたものとは認められない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、特定組合の定款に基づき平成14年7月14日に開催された第4回及び第5回総会の議事録である。これは、法により実施機関への提出は義務づけられてはいないが、実施機関が特定組合の事業を認可していることから、当該事業の進捗状況を把握

する必要があり、特定組合に提出を依頼して取得しているものである。

本件公文書には、総会の開催日時、場所、出席者のほか、その内容として、発言者の氏名等と発言内容が記載されている。第4回総会では平成13年度事業報告及び収支決算、施行区域及び事業計画の変更並びに平成14年度事業計画が、第5回総会では仮換地の指定が審議されている。

2 本件処分に係る具体的な判断について

実施機関が条例第6条第1号及び第3号に該当するとして非公開とした情報については、以下のとおり判断する。

(1) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号の趣旨について

本号は、解釈運用基準によれば、人のプライバシー保護を主要な制定趣旨とするものであるが、プライバシーについては、その概念が必ずしも明確ではなく、個人の価値観により、その範囲が異なることが少なくないことから、明確にプライバシーと認められるものに限定せず、プライバシーであるか否かが不明確なものをも含めて、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている公文書は、原則として公開しないことを定めたものである。

そして、本号ただし書イ「法令及び条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ロ「公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職名及び氏名に関する情報（公開することにより、当該公務員の権利利益が著しく侵害されるおそれがあるものを除く。）」、ハ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については、例外的に公開することとしたものである。

すなわち、個人を識別することができる情報を原則非公開としたうえで、その中から公開することができる情報をただし書で限定的に列挙する、いわゆる「個人識別型」を採用しているものであり、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものに限り非公開とする「プライバシー型」は採用していない。

イ 条例第6条第1号該当性について

実施機関が本号に該当するとして非公開とした情報については、以下のとおり判断する。

(ア) 委任状を提出した理事の氏名

理事の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることは明らかであるが、法第29条第2項の規定により公告されており、公にされたものといえる。

しかし、本件公文書には、委任状を提出した理由として病氣療養中といった個人の事情が記載されており、当該理事の氏名と併せてこれを公開することにより、特定の個人の心身の状況が明らかとなり、当該理事の権利利益を害するおそれがあるため、当該理事の氏名は、本号に該当するものと認められる。

(イ) 組合員の氏名

本件公文書に記載されている監事、理事を除く総会発言者、議案の反対者、議

長、議事録署名者及びその被相続人の氏名及び印影については、特定の個人を直接識別できる情報であることは明らかである。そして、監事、議長及び議事録署名者は組合員であるが、いずれも理事以外の者であって、その氏名は、法により公告されておらず、他のただし書に該当する事情も特段認められない。

(ウ) 顧問等の職氏名

顧問は、特定組合においてその定款により設置された役職であり、理事のように法により届出があった場合にその氏名等が公告されるものではないことから、公表情報と見ることはできない。また、他のただし書に該当する事情も特段認められないため、本号に該当すると認められる。

顧問である県議会議員及び来賓として出席した町議会議員については、対象公文書に職氏名が記載されているが、これは、特定の個人を識別できる情報であることは明らかである。

これら議員は、地方公務員法第2条に規定する地方公務員であることから、本号ただし書口の該当性を検討する。

これは、「公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職名及び氏名に関する情報」を非公開事由から除外するものであり、解釈運用基準によれば、「職務遂行に係る情報」とは、公務員としての職務に直接関係する事務事業の執行に関する情報をいうものである。議員の場合には、その職務とは、県民への説明責任という条例の趣旨をかんがみると、議会の機関としての活動をいうのであって、本件のような特定組合の総会への出席といった議員個人の政治的な活動を含まないものと解すべきである。

したがって、議員の職氏名は、本号ただし書口に該当しないと認められる。

また、他のただし書に該当する事情も特段認められない。

(エ) 委託事業者の従業員の氏名

委託事業者であるコンサルタントの従業員の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものといえ、本号ただし書のいずれに該当する事情も特段認められない。

(2) 条例第6条第3号該当性について

実施機関が本号に該当するとして非公開とされた特定組合の委託事業者の名称については、当該事業者と特定組合との取引に関する情報であって、当該法人の事業活動情報といえる。

特定組合の取引の相手方の名称については、特定組合及び当該事業者が自ら公にしている情報ではなく、本件処分においては、当該事業者の従業員が発言した内容を公開していることから、その発言と併せてこれを公開することにより、当該事業者の営業情報等内部管理に関する情報が判明することとなり、その結果事業運営が損なわれるおそれがあり、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。

また、本号ただし書イ、口のいずれにも該当する事情も特段認められない。

3 利害関係者の総会議事録の閲覧等について

本件処分において非公開とされた情報について、異議申立人は、公になっている部分があると主張するが、異議申立人をはじめ、総会に出席した組合員等の利害関係者に限

り、既に知っているか、又は知り得るものであって、これをもって、公にされたものと認めることはできない。

また、土地区画整理事業の施行は、土地又は土地に定着する物件に関する権利者の利害に影響するところが大いにかんがみ、法第84条第1項で施行者に対して関係簿書の備え付け義務を課すとともに、同条第2項により利害関係者に関係簿書の閲覧請求を認め、その権利を保護したものと解されている。

実施機関の主張のとおり、法第84条第1項は利害関係者に組合の簿書等の閲覧の手続を定め、令第73条において総会の会議の議事録を閲覧対象の簿書の一つとして定めている。そして、法第84条第2項において、利害関係者から簿書の閲覧請求があった場合には、施行者は、正当な事由がなければこれを拒んではならない旨定めている。すなわち、法は、利害関係者については、原則として、情報公開制度により通常公開されない情報であっても、すべて閲覧できることとしている。

情報公開制度は、請求権者からの請求であればその目的の如何を問わず公開・非公開の判断を行うものであることから、その公開には一定の限界を有するものであり、当審査会として、異議申立人に対し当該閲覧制度を利用するよう付言する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成14年11月5日	・ 諮問を受けた。
平成14年11月26日	・ 実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成14年11月28日	・ 異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成15年1月14日 (第55回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成15年2月4日 (第56回審査会)	・ 実施機関から口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審議を行った。
平成15年3月27日 (第57回審査会)	・ 異議申立人から口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
会 長	上 寺 久 雄	岐阜聖徳学園大学名誉教授	
	羽 田 野 晴 雄	税 理 士	
	森 内 祥 悟	特定非営利活動法人 岐阜県青年のつどい協議会理事長	
	森 川 幸 江	弁 護 士	
	山 田 洋 一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

(五十音順)